

介護休業手当金請求書

所属所受付印	共済組合受付印

所属所コード	組合員等記号番号		組合員氏名		
	記号	番号			
	公立富				
介護を必要とする者の氏名			介護を必要とする者の住所		同居・別居 (○を付けてください。)
続柄					1 同居 2 別居
標準報酬月額			請求日数	請求金額	
等級					
介護休業期間		令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
請求期間 (月単位でご請求ください。)		令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
上記のとおり請求します。					
公立学校共済組合富山支部長 殿					
令和 年 月 日					
請求者			住所 氏名(自署)		
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。					
令和 年 月 日					
所属所名			所属所長職氏名		

【添付書類】

R7.8

- 勤務しなかった期間を証明する出勤簿の写し(所属所長の原本証明要)
- 介護休暇簿の写し(所属所長の原本証明要)
- 報酬支給額等証明書(所属所長または給与事務担当者が記入)
- 特例計算加算済通知書の写し(所属所長の原本証明要)
- 請求者氏名は自署してください。コピーは不可。

共済組合記入欄(この欄は記入しないでください。)		
決定金額	介護休業 手当金	
		円

介護休業手当金請求書

<記入例>

所属所受付印	共済組合受付印
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 所属所 受付印 </div>	

所属所コード	組合員等記号番号		組合員氏名	
	記号	番号	公立 花子	
〇〇〇学校	公立富	公立 花子		
1 2 3 4		1 2 3 4 5 6		
介護を必要とする者の氏名			介護を必要とする者の住所	
公立 一郎 <small>続柄</small> 父			富山市富山町3番地4号	
			同居・別居 (〇を付けてください。)	
			1 同居 2 別居	
標準報酬月額		請求日数	請求金額	
等級	〇〇〇,〇〇〇 円	〇〇 日	〇〇〇,〇〇〇 円	
〇 級				
介護休業期間	令和 〇 年 〇 月 〇 日 ~ 令和 〇 年 〇 月 〇 日			
請求期間 (月単位でご請求ください。)	令和 〇 年 〇 月 〇 日 ~ 令和 〇 年 〇 月 〇 日			
上記のとおり請求します。		請求期間が月末の場合はその翌月1日以降の請求日 月途中の場合は、請求期間の最終日の翌日以降の請求日		
公立学校共済組合富山支部長		請求者 住所 富山市富山町1番地2号		
令和 〇 年 〇 月 〇 日		氏名(自署) 公立 花子		
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます		組合員の請求日以降の証明日		
令和 〇 年 〇 月 〇 日				
所属所名		〇〇市立 〇〇〇学校		
所属所長職氏名		校長 共済学		

【添付書類】

R7.8

- ・ 勤務しなかった期間を証明する出勤簿の写し(所属所長の原本証明要)
- ・ 介護休暇簿の写し(所属所長の原本証明要)
- ・ 報酬支給額等証明書(所属所長または給与事務担当者が記入)
- ・ 特例計算加算済通知書の写し(所属所長の原本証明要)
- ・ 請求者氏名は自署してください。コピーは不可。

共済組合記入欄(この欄は記入しないでください。)	
決定金額	介護休業手当金
	円

<介護休業手当金計算書>

介護休業手当金請求書作成の際に、請求額の算出用としてご使用ください。
(ご提出の必要はありません。)

<p>標準報酬月額 × 1/22 = 標準報酬日額 円 (円位四捨五入)</p> <p>標準報酬日額 × 支給割合 67/100 = 給付日額 円 ① (円未満切捨て)</p> <p>ただし、①が給付上限相当額(16,207円)を超える場合、 給付上限相当額が給付日額となります。</p>	<p>今回請求日数 (該当日に○を付けてください。)</p> <p>令和 年 月 分</p> <p>曜日</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td colspan="4" style="border: none;"></td></tr> </table>								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	2	3	4	5	6	7																																					
8	9	10	11	12	13	14																																					
15	16	17	18	19	20	21																																					
22	23	24	25	26	27	28																																					
29	30	31																																									
<p>【出勤しなかった期間に支払われた報酬の額】</p> <p>給料月額 + 地域手当 × 1日 ÷ 請求月の要勤務日数 = 円 ④ ③</p> <p>勤務1時間あたりの給与額 × 12月 ÷ 38.75時間 × 52週 - 7.75時間 × 休日の日数 = 円 ⑤ 1日の勤務時間 ※休日の日数…祝日法による休日(土曜日を除く)+年末年始の休日(土曜日または日曜日を除く)</p> <p>減額の対象となる手当の日額 ④ - ⑤ = 円 ⑥ (⑥がマイナスの場合は0円とする)</p> <p>減額対象外の手当 × 1/22 = 円 ⑦ 減額対象外の手当の日額</p> <p>勤務しなかった期間に支払われた報酬日額の合計 ⑥ + ⑦ = 円 ⑧ (円未満切捨て)</p> <p>(① - ⑧) × 介護休業手当金対象日数 日 = 請求金額 円</p>																																											

R7.8

- 1 標準報酬月額とは、請求期間に係る掛金の算定基礎となる標準報酬月額をいいます。
- 2 正規の勤務日が、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合も給付対象日となります。
ただし、給料等が支給される場合は調整されます。
- 3 減額の対象となる手当とは、日々の勤務に対して支給されると考えられる給与(給料、給料の調整額、地域手当等)を指します。減額対象外の手当とは、日々の勤務とは関係なく、一定の支給要件を満たせば定額が支給される給与(教職調整額、特勤手当等、扶養手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当等)を指します。